

環境農林水産常任委員会会議録

平成27年5月27日

場 所 第4委員会室

平成27年 5 月 27 日 (水曜日)

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

○環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査

○その他報告事項

- ・第七次宮崎県森林・林業長期計画改訂の基本方針について
- ・宮崎県環境計画改訂の基本方針について
- ・森林環境税に対する県民意識調査について
- ・「エコクリーンプラザみやざき」に関する最近の状況について
- ・改正鳥獣保護法施行に伴う第11次鳥獣保護事業計画の変更について
- ・環境省によるシカ生息状況等調査の結果等について
- ・えびの高原（硫黄山）周辺登山道の規制解除後の状況について
- ・乾しいたけ品評会等について
- ・平成26年度農地中間管理事業の取組実績について
- ・阿蘇山噴火に伴う防災営農施設整備計画の変更について
- ・高千穂郷・椎葉山地域の世界農業遺産への取組について
- ・日向灘沿岸海岸保全基本計画の変更について
- ・口蹄疫終息後の県内家畜飼養頭数の状況等について
- ・口蹄疫埋却地の再生整備状況について

出席委員（8人）

委員 長 渡 辺 創
副委員 長 日 高 陽 一

委員 押 川 修一郎
委員 黒 木 正 一
委員 右 松 隆 央
委員 太 田 清 海
委員 有 岡 浩 一
委員 徳 重 忠 夫

欠席委員（なし）

委員外委員（なし）

説明のため出席した者

環境森林部

環境森林部長 大 坪 篤 史
環境森林部次長（総括） 甲 斐 正 文
環境森林部次長（技術担当） 佐 藤 浩 一
部 参 事 兼 環境森林課長 川 添 哲 郎
みやざきの森林づくり推進室長 廣 津 和 夫
環境管理課長 黒 木 裕 一
循環社会推進課長 温 水 豊 生
自然環境課長 下 沖 誠
森林経営課長 西 山 悟
山村・木材振興課長 石 田 良 行
みやざきスギ活用推進室長 長 友 善 和
林業技術センター所長 那 須 幸 義
木材利用技術センター所長 小 田 久 人
工事検査監 山 本 知 治

農政水産部

農政水産部長 郡 司 行 敏
農政水産部次長（総括） 中 田 哲 朗
農政水産部次長（農政担当） 三 好 亨 二

農政水産部次長 (水産担当)	山田卓郎
畜産新生推進局長	福島幸徳
農政企画課長	戎井靖貴
ブランド・ 流通対策室長	原拓実
地域農業推進課長	大久津浩
連携推進室長	山本泰嗣
営農支援課長	日高正裕
農業改良対策監	児玉良一
食の消費・ 安全推進室長	河野和正
農産園芸課長	甲斐典男
農村計画課長	河野善充
畑かん営農推進室長	竹下裕一郎
農村整備課長	甲斐康真
水産政策課長	成原淳一
漁業・資源管理室長	兼田正之
漁村振興課長	田原健
漁港整備対策監	川越克彦
畜産振興課長	坊菌正恒
家畜防疫対策課長	久保田和弘
工事検査監	吉田勝己
総合農業試験場長	山内年
県立農業大学校長	後藤俊一
水産試験場長	神田美喜夫
畜産試験場長	西元俊文

事務局職員出席者

議事課主査	長谷恵美子
議事課主任主事	森本征明

○渡辺委員長 それでは、ただいまから環境農
林水産常任委員会を開会いたします。

まず、委員席の決定についてですが、現在、

お座りいただいております仮の席のとおりとい
うことで決定をしたいと思います。よろしい
でしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 では、そのように決定をいたし
ます。

次に、本日の委員会の日程についてです。お
手元に配付をしました日程(案)のとおりでよ
ろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、そのように決定をい
たします。

次に、委員会の運営方法についてであります
が、執行部入れかえの際には、委員長会議確認
事項のとおり、10分程度の休憩を設けることに
したいと考えております。

今、申し上げた要領で、執行部の入れかえを
行うことについては、御異議ありませんでしょ
うか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、そのように決定いた
します。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

午前10時2分再開

○渡辺委員長 それでは、委員会を再開いたし
ます。

先般の臨時県議会におきまして、私ども8名
が、新たに環境農林水産常任委員会の委員に選
任をされたところでございます。

私は、このたび委員長に選任をされました宮
崎市選出の渡辺でございます。

一言、御挨拶を申し上げます。

1年間、大変皆様にはお世話になります。環

環境森林部の皆さんが所管されていらっしゃる環境であれ、林務であれ、それぞれ時代の変化に対応を求められる、非常に難しい課題を抱えた部門だと思っております。

しかし、言いかえれば、新エネルギーのことにしろ、林務のことにしろ、宮崎県は他県に比べて大いなる優位性を持っており、ある意味では、行政の展開がうまく働けば、宮崎の新たな県勢向上の推進力を持てる部門だと思っております。

我々8名の委員も、しっかりとその観点を持って、宮崎の今と未来にしっかりと責任を持つというつもりで臨んでまいりますので、どうか1年間、よろしくお願い申し上げます。

次に、委員の皆様を紹介いたします。

まず、私の隣が、宮崎市選出の日高副委員長でございます。

次に、向かって左側ですが、西都市・西米良村選出の押川委員でございます。

東臼杵郡選出の黒木委員でございます。

宮崎市選出の右松委員でございます。

続いて、向かって右側になりますが、延岡市選出の太田委員です。

宮崎市選出の有岡委員です。

都城市選出の徳重委員です。

次に、書記を御紹介いたします。正書記の長谷主査です。

副書記の森本主任主事です。

次に、環境森林部長の御挨拶また幹部職員の御紹介並びに所管業務の概要説明等をお願いいたします。

○大坪環境森林部長 おはようございます。環境森林部長の大坪でございます。

昨年度は、県議会事務局長としまして大変お世話になりました。議会におりまして学んだことや感じたことを、これからの仕事に十分生か

してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

私自身、環境森林部の勤務は3回目になります。県土の7割を占める森林の保全に積極的に努めまして、山から川、そして海につながります自然の大きな循環を大切に守っていきたい。そして、そこに生きる人々の暮らしを、しっかりと支えてまいりたいと考えているところでございます。

職員のネットワーク、そしてチームワーク、これをしっかりと結集しまして、本県の環境保全や林業、そして山村の振興に精いっぱい頑張ってもらいますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員の皆様の御指導、御鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

それでは、座って説明させていただきます。

お手元に配付しております委員会資料によりまして、部の概要等を御説明いたします。

資料の1ページをごらんください。最初に、平成27年度環境森林部の幹部職員名簿でございます。

順次紹介をさせていただきます。

まず、総括次長の甲斐でございます。

続きまして、技術担当次長の佐藤でございます。

部参事兼環境森林課長の川添でございます。

みやざきの森林づくり推進室長の廣津でございます。

環境管理課長の黒木でございます。

循環社会推進課長の温水でございます。

自然環境課長の下沖でございます。

森林経営課長の西山でございます。

山村・木材振興課長の石田でございます。

みやざきスギ活用推進室長の長友でございます。

す。

工事検査課工事検査監の山本でございます。

林業技術センター所長の那須でございます。

木材利用技術センター所長の小田でございます。

なお、課長補佐以下の紹介につきましては、名簿でかえさせていただきます。

次に、2ページから3ページをごらんください。平成27年度環境森林部の執行体制をお示しております。

本年度の組織改正としましては、3ページの中ほどに下線を引いておりますけれども、林業技術センターにおきまして、森林資源開発部を設置したところでございます。

これは、昨年度までの特用林産部から改組したものでございまして、今後、新たに林地残材の効率的な収集運搬システムの開発ですとか、バイオマス資源としてのセンダンなど成長の早い樹木の導入等の研究に一層取り組むこととしております。

次に、4ページをごらんください。平成27年度環境森林部歳出予算についてであります。

この表は、部の一般会計、そして特別会計につきまして、平成27年度の歳出予算を課別に集計したものでございます。

平成27年度当初予算Aの列の一番下、合計の欄にございますように、一般会計、特別会計を合わせまして、160億651万8,000円であります。

その右の平成26年度の当初予算Bと比較しますと、前年度対比60.8%となっておりますが、これは本年度骨格予算であるということがございます。

なお、今年度の肉づけ予算及び平成26年度からの繰越額につきましては、6月議会で改めて御説明をさせていただきたいと考えております

ので、よろしくお願いをいたします。

それから、5ページ以降には、主な新規・重点事業、その他の報告事項を列挙してございます。それぞれ担当課長、室長が御説明いたしますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

私からは以上であります。

○川添環境森林課長 私のほうからは、環境森林課の新規事業と報告事項につきまして御説明いたします。

委員会資料の5ページをごらんください。

まず、新規事業でございます。このページの森林・林業長期計画改訂事業と右側の6ページの環境計画改訂事業につきまして、事業内容が似通っておりますので、まとめて御説明いたします。

両事業ともに、1の事業の目的・背景にありますように、それぞれ県の森林・林業行政と環境保全に関しまして基本となる計画が、策定後5年経過いたしますので、情勢の変化等に対応した改訂を行うというものでございます。

次に、2の事業の概要についてであります。

(1)の予算額につきましては、5ページの林業長期計画改訂事業が361万2,000円、6ページの環境計画改訂事業が708万6,000円を計上しております。

(5)の事業内容についてであります。両計画とも①から③にありますように、県民の意見を伺いながら、基礎データの調査等を行いまして、計画書等の作成を行うこととしております。

3の事業効果であります。両計画ともに情勢の変化に対応した改訂を行うことによりまして、有効な施策の展開を図ることができるものと考えております。

これらの計画につきましては、ともに策定に

当たりまして、議会の議決をいただく必要があります関係から、今後の進め方などにつきまして、報告事項として資料を用意しております。

資料の16ページをお開きください。その他報告事項の1、第七次宮崎県森林・林業長期計画改訂の基本方針についてであります。

(1)の趣旨についてであります。この計画は、県の総合計画の部門別計画として位置づけられておりまして、計画期間は平成23年度から32年度までの10年でございますが、先ほど御説明いたしましたとおり、中間年度に当たりまして今年度、改訂を行うものでございます。

(2)の改訂の方針につきましては、現行計画の策定以降、大型製材工場の県内進出など、森林・林業を取り巻く情勢が大きく変化してきておりますので、これらを的確に捉えまして、新たな課題に対応した改訂を行いたいと考えております。

なお、改訂に当たり、計画の名称や構成等につきましては、現行の計画を引き継ぎまして、計画期間につきましては、28年度から5年間といたしております。

(3)の改訂の進め方につきましては、庁内関係課によりますワーキンググループを設置しておりますので、これにより検討してまいります。

具体的には、(4)の改訂スケジュールをごらんください。今後の予定といたしまして、6月に森林審議会を開催し、諮問を行いまして、7月に県民との意見交換会を、8月に森林審議会の長期計画部会において素案を審議いただいた後、9月に当常任委員会において報告の上、パブリックコメントを実施したいと考えております。その後、11月に計画部会にて原案を審議いただいた後、当常任委員会へ報告し、御意見を

伺いまして、12月に森林審議会にて改訂案の審議を行っていただく予定としております。来年になりまして、審議会の答申を経た後、2月議会に議案を上程できるよう進めてまいりたいと考えています。

右側の17ページは、ただいま御説明いたしましたスケジュールをフローにしたものでございますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、18ページをお開きください。報告事項の2の宮崎県環境計画改訂の基本方針についてでございます。

(1)の趣旨につきましては、先ほどの林業長期計画と計画期間など同様でございますので、説明は省略させていただきます。

(2)の改訂の方針についてでございます。現行計画の策定以降、例えば地球温暖化対策におきましては、適応という取り組みが求められてきております。

これは、従来の温暖化対策に取り組みつつ、それでも避けられない温暖化について、影響を最小限にとどめる対策を講ずるというものでございまして、例えば熱中症対策とか、農作物の品種改良などが必要となっております。

ほかにも、ここに書いてありますが、再生可能エネルギーを取り巻く状況等も変化してきておりますので、これらに対応する計画となるよう改訂を行ってまいりたいと考えております。

(3)の改訂の進め方と(4)の改訂スケジュールにつきましては、審議していただく審議会が環境審議会となること、パブリックコメントの時期を11月ごろとしている点など、先ほどの森林・林業長期計画と異なってくる点もございまして、同様に、適時、当常任委員会に報告し御意見を伺いながら、最終的には、2月議会に議案として上程できるよう進めてまいりたいと

考えておりますので、何とぞよろしくお願いたします。

19ページのフロー図の説明は、省略させていただきます。

また、林業長期計画につきましては、6月の森林審議会での資料と考えております「森林・林業の現状と課題」等を別冊で配付させていただいておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

私からの説明は以上でございます。

○廣津みやざきの森林づくり推進室長 私からは、その他報告事項、森林環境税に対する県民意識調査について説明をさせていただきます。

委員会資料の20ページをお開きください。

(1)の趣旨にありますとおり、森林環境税につきましては、課税期間が平成27年度までとなっておりますことから、今後のあり方等について県民の意向を把握するために、アンケート調査等を実施したものでございます。

まず、(2)のアンケート調査の概要でございます。昨年10月から11月にかけて、県民*100名、県内企業500社を対象に郵送によるアンケート調査を実施しました。

次に、(3)の意見交換会の概要でございます。昨年9月から11月にかけて、県内8地域で開催しておりまして、延べ232名の方々に参加していただきました。

次に、(4)の県民意識調査についてでございます。アンケート調査結果につきましては、隣の21ページのほうに載せてございますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

まず、①の森林環境税の評価につきましては、県民と企業の7割近くから一定の評価をいただいております。

②の税の継続につきましては、賛成またはや

むを得ないという回答が、県民で74%、企業で78%でございました。また、地域意見交換会におきましては、継続の意見がほとんどでございました。

次に、③の税額等でございますけれども、現在、県民から500円、企業から均等割額の5%をいただいておりますが、県民、企業とも6割以上が現状維持との回答でございました。

④の用途につきましては、既存の事業以外で、担い手育成支援が最も多くなっております。また、地域意見交換会では、森林環境教育や木材利用の支援等の御意見がございました。

次に、(5)のその他でございます。今後につきましては、第三者機関であります森林環境税活用検討委員会から御意見を伺いまして、これらを踏まえた上で検討してまいりたいと考えております。説明は以上でございます。

○黒木環境管理課長 委員会資料の7ページをごらんください。未来につなぐ水資源・水環境の保全推進啓発事業について御説明いたします。

1、事業の目的・背景ですが、水資源地域保全条例が制定されたことを踏まえまして、これまでの取り組みに加え、水をキーワードとした総合的な環境学習と啓発事業を実施するものであります。

次に、2、事業の概要ですが、予算額は416万2,000円で、事業期間は平成29年度までの3年間です。

(4)事業内容は、大きく3つの柱がありまして、①森林の持つ役割を踏まえた水辺環境調査の展開・普及では、1の小中学校における学校教育と一体となって、「見る・聞く・臭う」などの五感を使った水辺環境調査を、県内全域に普及するなどの事業を実施いたします。

※11ページに発言訂正あり

次に、②河川水質の向上のための啓発活動の推進では、1の小中学校や自治会などにおいて、地域の住民を対象とした生活排水対策のための実践活動などを実施します。

次に、③親しめる水辺情報の発信では、1の県内で実施される水辺体験イベントなどを、県のホームページの「みやぎきの環境」で情報を発信するとともに、2の水辺環境調査の成果を、市町村のイベントやショッピングセンターなどに展示し、多くの県民の方に見ていただくことにしております。

最後に、3、事業効果ですが、県民に対して、本県の豊かな自然環境の保全への意識づけができるものと考えております。

○温水循環社会推進課長 循環社会推進課から、新規重点事業「公共関与支援事業」について御説明をいたします。

お手元の常任委員会資料の9ページをお開きいただきたいと思っております。この事業は、既定事業ではありますが、産業廃棄物の適正処理を確保するため、公共関与、すなわち県の関与によりまして、廃棄物総合処理センター「エコクリーンプラザみやぎ」の安全で安定した運営を支援いたしまして、産業廃棄物の県内処理体制の確立を図るものでございます。

予算額は、2の事業の概要にありますように、14億7,040万円であります。

事業主体は、公益財団法人宮崎県環境整備公社で、事業内容につきましては、エコクリーンプラザみやぎの運営・管理主体であります同公社に対して、運営費の補助及び貸し付けを行いますとともに、浸出水調整池補強工事に要する経費の貸し付けを行うものでございます。

具体的な内容といたしましては、内訳の欄にありますように、産業廃棄物処理事業に係る運

営費補助金として8,000万円、同じく、産業廃棄物処理事業に係る運営資金貸付金として5億4,000万円、管理型最終処分場の浸出水調整池補強工事費貸付金として8億4,900万円などとなっております。

これらの事業により、産業廃棄物処理と県央10市町村の一般廃棄物の広域処理を円滑に行うものであります。

続きまして、常任委員会資料の22ページをお開きください。その他の報告事項になります。エコクリーンプラザみやぎに関する最近の状況について御説明をいたします。

まず、(1)の今後の運営に関する確認書の締結についてであります。

県、参画市町村、宮崎県環境整備公社及び地元対策協議会は、エコクリーンプラザみやぎの今後の運営に関する3つの事項について合意をし、去る3月20日に確認書を締結するとともに、3月26日の公社理事会において、議決及び報告がなされたところでございます。

以下、①から③に、確認書の内容をお示しいたしております。

まず、①の灰溶融炉の廃止については、エコクリーンプラザみやぎの灰溶融炉設備が、平成25年3月に爆発事故を起こしまして、使用できない状態が続いていたため、県、参画市町村及び公社で、その必要性について継続的に検討を行ってきたところ、溶融処理を行わなくても十分に安全性が確保でき、周辺的生活環境への影響がないと判断したことなどから、廃止することを決定したところであります。

次に、②の施設使用の延長については、地元対策協議会との協定におきまして、エコプラザの施設の使用期間は15年をめどとするとなっていたため、その後の施設使用について、参画市

町村間で協議がなされたところ、平成33年以降についても、15年をめどに施設の使用を延長するものであります。

次に、③の県の公共関与の終了につきましては、県では、県内の産業廃棄物の適正処理を図る目的で、公社が実施します産業廃棄物処理事業に関与してきたところではありますが、計画当時の課題でありました、県内における産業廃棄物の処理能力の不足が解消されてきたことなどから、平成32年をもって、公共関与を終了するものであります。

次に、(2)の基本協定書調印式の実施についてであります。今回の灰溶融炉の廃止に伴いまして、平成13年9月に公社と対策協議会、県、関係市町との間で締結いたしました基本協定書の一部を変更する必要が生じたため、去る5月18日に県庁において、知事を初め関係者出席のもと、調印式を実施したところであります。

循環社会推進課からの説明は以上であります。

○下沖自然環境課長 続きまして、自然環境課からは、新規重点事業について1点、その他報告事項について3点、御説明させていただきます。

資料の10ページをお開きください。有害鳥獣捕獲総合対策事業についてであります。

1の事業の目的・背景であります。野生鳥獣による農林作物への被害が依然として続いておりますことから、有害鳥獣捕獲を担う市町村協議会への活動支援や捕獲班員への研修等を行うことにより、捕獲体制の強化を図るとともに、特に要望の多い鹿の有害捕獲に対して助成することにより、捕獲を促進しようというものであります。

2の事業の概要にありますように、予算額は2,425万円で、29年度までの3カ年事業として

おります。

(5)の事業内容であります。①では、県内26市町村が行う有害鳥獣捕獲活動について、また、②では、猿被害の多い18の市町村が行う猿の捕獲活動について、市町村が捕獲班の活動を支援する場合に、県がその2分の1を助成するものであります。

③は、新たに創設した事業であります。有害鳥獣捕獲を安全かつ効果的に実施するため、捕獲班員に対する安全講習会や技術研修会を県猟友会に委託して行うものであります。

④は、市町村が鹿の有害捕獲において1頭当たり8,000円を支援する場合に、県がその2分の1を助成するものであります。

3の事業効果であります。本事業の実施により有害鳥獣捕獲が一層促進され、農林作物被害の軽減等が図られるものと考えております。

続きまして、23ページをお開きください。その他報告事項についてであります。改正鳥獣保護法施行に伴う第11次鳥獣保護事業計画の変更についてであります。

まず初めに、改正法の概要について説明いたします。中ほどからの下の囲みをごらんください。

アの改正の目的は、捕獲の一層の促進と担い手の育成を図るものであり、イの主な改正内容は、(ア)、(イ)にありますように、法の題名や計画の名称に鳥獣の「管理」という文言を加えまして、捕獲への一層の取り組みを明確にしていること。(ウ)、(エ)にありますように、県が認定事業者に委託して捕獲を実施できる事業が創設されたことなどあります。

それでは、(1)の鳥獣保護管理事業計画の概要について御説明いたします。根拠法令は法第4条で、②のそれぞれの役割にありますように、

国の基本指針に即して県が計画を策定し、市町村や関係団体と一体となって、鳥獣の保護管理を実践するというものです。

右側、24ページをごらんください。計画変更の経緯ではありますが、これまで、県自然環境保全審議会での審議等を経て、計画を策定したところでもあります。改正法の施行日にあわせまして、今月29日に施行することとしております。

(3)の主な変更内容等についてであります。表の上から4段目にありますように、有害鳥獣捕獲の許可対象者に認定鳥獣捕獲等事業者を追加しまして、有害鳥獣捕獲を強化することとしております。

また、その下の鳥獣の適正管理につきましては、第2種特定鳥獣管理計画を策定し、捕獲を促進することとしております。

続きまして、25ページをお開きください。環境省によるシカ生息状況等調査の結果等についてであります。

初めに、(1)の背景であります。環境省と農林水産省は、鳥獣被害の深刻化を踏まえまして、鹿の生息数を10年後の平成35年度末までに半減することとしておりまして、環境省は、先ほど説明しましたとおり、鳥獣保護法を改正しますとともに、必要な対策を計画的に実施するために、統計手法を用いた生息状況等調査を実施しております。

(2)が、本県の調査結果であります。

本県の鹿の生息数は、平成25年度末で12万4,923頭と推定されております。県では、これまで糞粒法によりまして、下の表のとおり鹿の生息数を平成20年度の7万7,000頭から、平成24年度末には4万1,000頭に減少したと推定しております。環境省の調査と大きな差が生じておりますが、これは推定方法の違いによるものと

考えております。

今回、環境省が行った統計手法による推定が、現在、より精度が高いと言われておりますので、今後は、この手法で生息数を見直すこととしております。

次に、(3)の今後の捕獲計画についてであります。生息数を半減させるため、環境省からの事前の情報に基づきまして、昨年度末に個体数管理計画を策定したところでもあります。

平成35年度末に約6万3,000頭まで個体数を半減させる計画であります。※にありますように、23年度の捕獲率を1.6倍に上げた18.3%の捕獲率を維持した場合の計画としております。

今後は、この管理計画を前倒しで達成できるよう捕獲を促進してまいりたいと考えております。

最後に、26ページをごらんください。えびの高原(硫黄山)周辺登山道の規制解除後の状況についてであります。

(1)の経緯ですが、平成26年10月24日の硫黄山の火口周辺警報発表に伴いまして、硫黄山から、おおむね1キロメートル以内の登山道への立ち入り規制を行っておりましたが、5月1日に規制を解除したものです。

(2)の規制解除後の登山道の利用状況ですが、えびのエコミュージアムセンターの集計で、規制解除の前後6日間を比較しますと、駐車場利用者と韓国岳への登山者数ともに約3倍に増加しております。

(3)の規制解除後の安全対策ですが、自然公園財団えびの支部に委託しております安全巡視につきまして、解除後は、硫黄山周辺を重点的に巡視してもらい、利用者の安全確保に取り組んでいるところであります。説明は以上であります。

○西山森林経営課長 常任委員会資料の12ページをお開きください。私からは、次世代の林業を担うリーダー養成事業について説明させていただきます。

1の事業の目的・背景ですが、森林施業に必要な林業架線作業主任者などの免許・資格等の取得研修に加え、低コストで効率的な施業技術についての研修を実施し、本県の林業生産をリードする人材を養成するものであります。

右のページをごらんください。1の表にありますように、昭和56年度から実施しております。平成25年度までに517名が研修を修了しております。

2の講習内容一覧にありますように、免許や資格等を取得するための①から⑮の講習等を実施するもので、このうち、今年度から新たに実施するものが、中ほどの⑦不整地運搬車運転技能講習、⑫普通救命講習、その下の⑬造林作業の作業指揮者等に対する安全衛生教育の3つであります。

左のページに戻っていただきまして、2の事業の概要ですが、予算額は738万5,000円で、財源は全て林業担い手対策基金であります。

事業期間が平成27から29年度の3カ年で、事業主体は県または宮崎県林業労働機械化センターであります。

(5) 事業内容ですが、①の林業架線作業主任者養成研修事業は、木材を架線で搬出する作業主任者のための講習を県が実施するもので、②の林業高度技術者養成研修事業は、はい作業主任者技能講習や高性能林業機械運転講習などを機械化センターが実施するものであります。

3の事業効果ですが、高度な技術・技能を持った人材を安定して養成・確保することによりまして、林業の活性化等が図れるものと考えてお

ります。説明は以上であります。

○長友みやざきスギ活用推進室長 委員会資料の14ページをお開きください。私からは、みやざきスギ販売戦略実践事業について御説明させていただきます。

本事業につきましては、昨年7月に、チームみやざきスギ推進本部で作成いたしました宮崎県産材販売戦略に則し、対象を絞るなどの改善を図ったものでございます。

1の事業の目的・背景であります。本県の充実した森林資源と国内有数の生産基盤を生かし、我が国のトップランナーとして、林業・木材産業の成長産業化と地域経済の活性化を図っていくためには、将来的な人口減少に伴う住宅需要の先細りが懸念される中で、販売先を戦略的に開拓・発展させていくことが急務となっております。

このため、本事業において、住宅分野はもとより、非住宅分野や大都市圏の公共建築物等をターゲットとした取り組みを進めるとともに、東アジアを対象とした積極的な需要開拓を行うなど、国内外の枠を取り払っての需要拡大活動を強力に推進するものであります。

2の事業概要であります。予算額は1,162万1,000円であります。

(5)の事業内容でありますけれども、①のプロモーション推進事業では、アの官民一体となったチームみやざきスギによる営業活動や知事のトップセールスを開催するとともに、イの国内外の展示会等への出展や、新規需要者等の本県への視察等を支援することとしております。

また、②の出荷拡大推進事業では、県産材販売促進チームによるモデル出荷を支援することとしております。

このような取り組みを通じて、3の事業効果

にありますように、安定的な県産材供給先の新規開拓によって、製材工場の安定経営や山元への還元につなげていきたいと考えております。

説明は以上であります。

○石田山村・木材振興課長 私からは、乾しいたけ品評会等について御報告申し上げます。

常任委員会資料の27ページをお開きください。まず、(1)第60回宮崎県乾しいたけ品評会についてでございます。

当品評会につきましては、乾しいたけ生産者の生産技術の向上等を図ることを目的に、毎年開催しているものでございまして、本年度は第60回目を迎えるということでございます。

審査会につきましては、去る4月16日、17日に実施いたしました。

品評会の出展の状況でございます。②にございますとおり、品評会には、県内全域から箱物で83点、袋物で248点、合計331点の出展がございまして、その中から、優等など84点の入賞品を決定いたしまして、さらに、個人の部と団体の部について特別賞を決定いたしました。

その結果でございますが、③特別表彰の表にございますとおり、アの個人の部では、農林水産大臣賞といたしまして、箱物から日向市の磯貝太さんを、そのほかごらんのとおり、林野庁長官賞と宮崎県知事賞をそれぞれ決定したところでございます。

また、イの団体の部でございます。こちらにつきましては、椎葉及び諸塚両村が同点で優勝ということになっているところでございます。

次に、右のページ、(2)の第6回宮崎県乾しいたけ生産者大会について御説明申し上げます。

本大会につきましては、生産者の生産意欲の高揚等を図ることを目的に開催しているものでございまして、本年度は、6月11日に宮崎市内

で開催することとしてございます。

先ほど申し上げました乾しいたけの品評会が第60回目を迎えるということで、大きく開催をしたいということでございまして、この品評会の入賞者の表彰ですとか、記念講演などを実施することとしてございます。委員の皆様におかれましても、経済連のほうから御案内状が届いているかと思いますが、お時間ございましたら、ぜひ御臨席賜りまして、大会を盛り上げていただければと存じてございます。

山村・木材振興課からの説明は以上でございます。

○廣津みやざきの森林づくり推進室長 先ほどの説明の中で間違いがございましたので、訂正をお願いいたします。

資料の20ページでございます。(2)のアンケート調査のところで、対象者で県民を「100名」と申し上げましたけれども、資料にありますとおり「1,000名」が正しい数字でございます。申しわけありませんでした。

○渡辺委員長 今、御説明がありましたように修正をお願いいたします。

執行部の説明が終わりましたが、質疑はございませんでしょうか。

○徳重委員 今回の予算は暫定ということのようでございますが、本予算、6月議会で正式なものが出てくるかなという気がするんですけども、前年並みに持っていけるような状況にあるんですか。

○川添環境森林課長 徳重委員がおっしゃいましたように、6月議会に向けて、今、肉づけ予算という形で財政当局とやっております。今の段階では、前年度の最終予算に近づいた金額で要求しているという形になっています。

その金額については、今、当局と調整中です

ので、最終的には前年度の予算に近い金額で計上していきたいと考えております。

○徳重委員 実は、きょう、説明を受けたんですけれども、鳥獣被害の国の予算が60%ぐらいに落とされておったわけですね。そうなってくると、山村地区、非常に困っていらっしゃるわけで、わずかしか残っていない山村で頑張っている方がちゃんとやっつけていけるんだろうかと、非常に心配していたところですが、どう思っているんでしょうか。

○下沖自然環境課長 鳥獣の捕獲対策につきましては、これまで基金事業で25年度、26年度の2カ年間で実施しておりまして、本年度から基金が廃止されまして、総合対策事業ということでメニュー化されまして、捕獲の中がメニューになったものですから、予算が減るんじゃないかということで、それは危惧しておりました。

それで、先ほども申し上げましたように、10ページの有害鳥獣捕獲総合対策事業の④の鹿の捕獲については、足りない分について県単独事業で措置しようということで、4,000頭分は措置しておるところです。

聞くところによりますと、現在の分と合わせまして、*昨年並みの予算は何とか確保したいというふうに考えておるところでございます。

○太田委員 9ページの公共関与支援事業、例えば22ページでは、平成32年をもって公共関与を終了するという説明でありました。

ということは、9ページにあるこういった予算関係が、簡単に言うとゼロになるということではないんですかね、理解の仕方は。

○温水循環社会推進課長 最終的には、9ページをごらんいただきたいんですけれども、(5)の事業内容にあります①の運営費補助金につきましては、産業廃棄物の事業を実施するための

補助を出しているものでございます。

そして、これについては補助金ですので、要するに、事業を行います32年度まで、基本的には継続する予定としております。

次の②の運営資金貸付金につきましては、産廃事業について、実は当初、施設を建設するに当たりまして、銀行等からの借入金がございます。これの返却が、平成19年度から本格的に始まった関係で、返却がなければ黒字で推移しているんですが、結局、その返却が出てきた関係で、毎年度、大体8,000万円から9,000万円の赤字運営ということになっています。

それについて、県が貸付金を毎年度、出しているわけでありまして、それが大体毎年8,000万円から9,000万円ずつふえておりまして、その分が、今年度は5億4,000万円になると。

このままいきますと、事業を終了いたします平成32年度で、大体9億5,000万円ぐらいの貸付金になるということで、最終的には、県はそれを回収していかなければならないということでもあります。

その回収方法につきましては、いろいろと検討をしているところなんですけど、一つは、管理型最終処分場の県の埋立枠が約2割ございます。そして、当初の予定よりも入っている量が少ない関係で、県が公共関与を終了するに当たって、その県の枠を市町村のほうに譲ろうという案で、今、協議を進めているところであります。

それによりまして、具体的な数値はまだ今後、詰めていくことになっていきますが、おおむね回収は可能と考えております。

○太田委員 ということは、この出し前がなくなるというような気持ちでいいんですね。何かいろいろあるようなんですけれどもね。

※14ページに発言訂正あり

○温水循環社会推進課長 今、一つ説明を漏らしておりましたが、浸出水調整池の補強工事の貸付金というのが8億4,900万円ございますが、これにつきましては、浸出水調整池が建設されたわけですけれども、4つの調整池がありますが、平成20年に3つがちゃんと機能していないということが公になったわけでございます、それに対して、とりあえず工事をして使える状態にしないといけないということで、議会ともいろいろと議論もさせてもらったんですが、結局、県と関係市町村とで、とりあえず折半をして工事をしましょうということになりました、平成21から23年度で工事を実施いたしました。その折半の金額が8億4,900万円という状況になってございます。

ただし、これにつきましては、御案内のとおり、現在、当時の設計施工管理業者及び施工業者に対して*県が損害賠償請求訴訟を提起をいたしております。その総額が約19億円ということになっておりまして、現在、丸5年たつんですが、まだ第一審の判決が出ていない状況であります。

判決が出まして結果的に確定しますと、その損害賠償額が幾らになるかということにもよりますが、損害賠償額で払ってもらえる分が、全て払ってもらえればいいんですけれども、仮にそうならない場合は、現在、貸し付けている金額から損害賠償額を差し引いた金額を県と関係市町村で、どれだけずつ出すかという協議を行った上で、県の負担金が確定するという予定になっております。

したがって、この金額につきましては、裁判が終結するまでは明確なことは言えないんですが、方向性としては、そういう方向で考えているわけでございます。

最終的に、県が負担しております貸付金は、基本的には全部公社のほうから返してもらえような方向で、今後、しっかりと調整していくということになります。

○右松委員 2つ質問項目がありまして、一つは20ページ、森林環境税の状況について、他県の取り組み状況等々と比較をさせていただいて伺いたいんですけれども。継続という形で、県民評価も高いということと、それから継続についても、県民の74%、企業78%が「賛成」または「やむを得ない」ということで。

それで、他県の状況を見ましたときに、手持ちの資料では33県が導入していて、本県が16番目に森林環境税を導入されていて、それで500円の個人年額と法人年額5%で、2億9,000万円ということで税収見込みになっていました。

一応、他県の状況を見ると、10県は500円以上の金額を徴収しておりまして、そういった今後の考え方として、今の金額でいくのかどうか、そのあたりを今の現状で答えられる範囲で教えていただければありがたいです。

○廣津みやぎの森林づくり推進室長 森林環境税を導入している都道府県が、昨年の8月の段階で35県ございまして、そのうち本県より先に森林環境税を導入している県が8つほどございます。

九州でいきますと、熊本、鹿児島といったところですが、そういったところにつきましては、継続ということで、第3期目に入っているようです。

税額につきましては、九州内でいきますと、各県とも500円ということで、このアンケート調査、地域の意見交換会を通して、現状ぐらいでいいんじゃないかというような御意見ですの

※14ページに発言訂正あり

で、そういったところを踏まえながら検討していきたいと思います。

○右松委員 この森林環境税の使途で、やはり本県76%が森林ですので、非常に重要な資源になってくると思うんですね。

そういった中で、例えば岩手とか福島が1,000円で、山形も1,000円、秋田が800円、宮城が1,200円、岐阜が1,000円ということで、500円以上の県が10県と、それから500円が20県ということでありますので、今後の使い道も含めて、どういうふうな方向で他県と比較をしたか。

九州の話は、先ほどされましたが、東北のほうがかなり金額を上げていますので、そういったことも含めながら、今後の方向性について検討してもらえるとありがたいなと思っています。

それから、2つ目ですけれども、14ページのみやざきスギの販売戦略実践事業ということで、こちらのほうに書いていますとおり、住宅分野はもとより、非住宅分野、大都市圏の公共建築物等をターゲットにした取り組みを進めると。それから、東アジアを対象とした積極的な需要開拓ということで、木材需要の拡大というのは非常に重要な取り組みだと思いますけれども、強力に推進をされるということで、具体的にそういった取り組みについてお答えを願いたいと思います。

○長友みやざきスギ活用推進室長 今後の販売戦略につきましては、先ほどもちょっと申しましたけれども、昨年、チームみやざきスギ推進本部のほうで、販売戦略を策定しております。

今後、大都市部の公共建築物、またコンビニエンスストアとか商業用施設などの非住宅分野への県産材の利用、また需要拡大が見込まれます東アジアのほうへの輸出、それから国内、特に住宅需要が減少してきておりますので、今後、

外材を県産材に転換していくという方針で、進めていこうということで考えております。

○右松委員 県内需要の拡大も一方で重要だというふうに思っています、宮崎県の木造、新築住宅の戸数の中の木造率が——平成23年、その前はちょっと低い数字も出ていましたけれども——平成23年の71.6%から25年度が64.1%ということで、減少傾向にちょっとあるのかなと思っています。

ですから、こういった取り組みも、できれば具体的な目標設定を加えていただけるといいのかなと思うんですけれども。そのあたりの目標指数とか、設定とか考えておられるのであれば、教えてもらえると助かります。

○長友みやざきスギ活用推進室長 その辺の数値については、具体的な数字をまだちょっと持っておりませんので、今後、検討したいと思います。

○右松委員 わかりました。ぜひ官民一体となって強力に取り組んでもらいたいと思います。

○下沖自然環境課長 先ほどの徳重委員の質問に対しまして、私、昨年度並みの予算の確保をしたいということだったんですけれども、今、26年度の捕獲頭数については集計中のございまして、25年度の実績に合わせた捕獲頭数のほうを県単事業と交付金で合わせて確保したいということで考えておりますということで、訂正させていただきます。

○温水循環社会推進課長 訂正を1つお願いします。

先ほどの説明の中で、損害賠償請求の裁判を県が起こしたと申し上げましたが、実際は公社が原告になりますので、訂正させていただきたいと思います。申しわけありませんでした。

○徳重委員 裁判も非常に長くなっていると思

うんですよ。いつごろ結審する予定ですか。

○温水循環社会推進課長 概略を御説明いたしますと、ちょうど今、提訴から5年たったところですよ。

それで、当初、昨年度の前課長の説明ですと、今年度中には判決が出ると説明していたと思います。そういう予定ではあったんですが、実は、裁判官が3名中、2名変わりました、1人は裁判長なんです。

それで、非常に法的にも技術的にも難しい裁判でございます。額も19億円という非常に大きな額になっていますので、やはり慎重な対応が求められるということで、裁判官が現在、全体の状況を把握するのに、一定の時間がかかると見通しております、その結果、早くとも判決は来年度に持ち込まれるのではないかという見通しを持っているところでございます。

○渡辺委員長 それでは、予定の時間にもなりましたので、以上をもって環境森林部を終わります。

執行部の皆様、御苦労さまでございました。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午前10時58分休憩

午前11時2分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

先般の臨時県議会におきまして、私ども8名が新たに環境農林水産常任委員会の委員に選任されました。

私は、このたび委員長に選任されました宮崎市選出の渡辺創でございます。

一言、御挨拶を申し上げます。

1年間、皆様には大変お世話になります。T P P等を含め、非常に環境変化の大きい中で、

宮崎県の基幹産業である農林水産業をどうやって守り、発展をさせていくかというのは、極めて重要な課題だと思っております。

宮崎の今と未来にきちんと責任が持てるよう、我々8人の委員も議論してまいりたいと思っておりますので、どうか1年間、よろしく願いを申し上げます。

次に、委員の皆様を紹介いたします。

まず、私の隣が、宮崎市選出の日高副委員長でございます。

次に、向かって左側になりますが、西都市・西米良村選出の押川委員です。

東臼杵郡選出の黒木委員です。

宮崎市選出の右松委員です。

続いて、向かって右側になりますが、延岡市選出の太田委員です。

宮崎市選出の有岡委員です。

都城市選出の徳重委員です。

次に、書記の紹介をいたします。正書記の長谷主査です。

副書記の森本主任主事です。

次に、農政水産部長の御挨拶、また幹部職員の紹介並びに所管業務の概要説明等をお願いいたします。

○郡司農政水産部長 農政水産部の郡司でございます。よろしくお願いいたします。

最近の農業、水産業を取り巻く情勢につきましては、担い手の高齢化であるとか、原油高騰に代表されます生産コストの上昇等、さまざまな課題に直面しているところであります。

また、ただいま委員長からもございましたように、T P P協定の行方、これがどうなるかわからないという状況、さらには、地方創生のこの動きをどう地域に呼び込むか、こんな課題もございます。

今、我々に求められているのは、時代の先をいかに読むかという先見性と、しっかりそれを実施するという実行力、これが問われているんだろうと思っております。

我々農政水産部は、職員一丸となって、宮崎県の農業、水産業の発展のために、しっかり頑張っていきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、本年度は、農業、水産業ともに、長期計画の見直しを実施する年になっております。

先ほど委員長から、宮崎県の農業、水産業の今と未来をというお話がございましたけれども、本県農業、水産業の将来を見据えた議論も願ひしたいと思っております。

渡辺委員長を初め委員の皆様には、この1年間、御指導、御鞭撻のほどよろしく願ひをいたしたいと思ひます。

それでは、座って説明をさせていただきます。

まず、資料の1ページをごらんください。本年度の農政水産部の幹部職員を紹介させていただきます。

なお、課長補佐等につきましては、時間の関係もございますので、紹介を省略させていただきます。

それでは、私から申し上げます。部長の郡司でございます。よろしく願ひしたいと思ひます。

続きまして、総括次長の中田でございます。

農政担当次長の三好でございます。

水産担当次長の山田でございます。

畜産新生推進局長の福嶋でございます。

農政企画課長の戒井でございます。

ブランド・流通対策室長の原でございます。

地域農業推進課長の久津でございます。

連携推進室長の山本でございます。

営農支援課長の日高でございます。

食の消費・安全推進室長の河野でございます。

農産園芸課長の甲斐でございます。

農村計画課長の河野でございます。

畑かん営農推進室長の竹下でございます。

農村整備課長の甲斐でございます。

水産政策課長の成原でございます。

漁業・資源管理室長の兼田でございます。

漁村振興課長の田原でございます。

農業改良対策監の児玉でございます。

漁港整備対策監の川越でございます。

畜産振興課長の坊菌でございます。

家畜防疫対策課長の久保田でございます。

工事検査監の吉田でございます。

総合農業試験場長の山内でございます。

県立農業大学校の校長の後藤でございます。

水産試験場長の神田でございます。

畜産試験場長の西元でございます。

以上でございます。

次に、資料の4ページをごらんいただきたいと思ひます。農政水産部執行体制図を記載しております。

農政水産部は、農政企画課を含む8課、畜産新生推進局の畜産振興課、家畜防疫対策課の2課に、課内室を加えた10課5室で構成されております。

本年度の組織見直しといたしましては、網かけをしているところでございますが、ことし11月に本県で開催されます第18回全国農業担い手サミットのため、地域農業推進課に担い手サミット担当を設置しております。

続きまして、5ページから7ページに、農政水産部の分掌事務を掲載しております。こちらにつきましては、後ほどごらんいただきたいと存じます。

資料の8ページのほうをお開きください。平成27年度農政水産部歳出予算の概要につきまして、平成26年度2月追加補正予算も含めまして、御説明をいたしたいと思えます。

上のほうに記載しておりますけれども、本年度は、骨格予算の関係もございまして、一般会計で315億7,359万6,000円、対前年当初予算比で76.8%、特別会計で5億38万4,000円で、同じく136.8%、農政水産部合計では320億7,398万円、対前年当初予算比で77.3%となっております。

なお、括弧で囲んでいるところがございますけれども、国の経済対策で、平成26年度2月追加補正で計上し平成27年度に実施する、いわゆる地方創生交付金などを含めると、農政水産部合計で336億9,155万円、対前年当初予算比で81.2%となっております。

続いて、次のページをお願いします。これらの予算の執行に当たりましては、生産者はもとより関係機関・団体と施策の方向性を十分議論をいたしまして、その認識を共有しながら、本県農業・水産業の成長産業化を図ってまいりたいと考えております。

9ページになります。主な新規・重点事業につきまして、ここに掲載しておりますけれども、ここには15の事業を掲げております。このうち下線を引いております9つの事業につきまして、後ほど、関係課長、室長から説明をさせていただきます。

最後になりますけれども、40ページを開いていただきたいと思います。ここからが、その他報告事項ということになっております。この40ページの平成26年度農地中間管理事業の取組実績についてを含みます6件について、それぞれ担当課長、室長より御説明をいたしたいと思います。

私からは以上でございます。よろしくお願いたします。

○戒井農政企画課長 農政企画課でございます。

資料の10ページをお開きください。地域が輝く農村ビジネスモデル創造事業についてであります。

この事業は、地域が行う産地ビジネスをソフト面、ハード面で支援することにより、農業を核とした地方創生モデルを創出し、地域産業の活性化と雇用の確保を図るものであります。

事業の内容につきましては、11ページで御説明したいと思います。上段左にありますように、地域には輝くアイデアを考えていただきまして、ただ、そのままでは荒削りな部分がございますので、これを右側にありますように、専門家の知見で磨き上げを行うことで、企画の実効性を向上させてまいります。

中段にありますように、当該事業につきましては、JA、農業法人等を主体として、新しい品目や技術にチャレンジする産地ビジネスモデルと、集落組織を主体として、加工や直売所等の地域活性化の取り組みを行う集落ビジネスモデルの2タイプを用意しております。これらにより、新たな産地形成や新ビジネスの創出を行ってまいります。

前のページにお戻りください。2の事業概要にありますとおり、予算額は8,583万3,000円を計上しております。

農政企画課からは以上でございます。

○大久津地域農業推進課長 地域農業推進課でございます。

資料の16ページをお開きください。みやざき次世代農業トップランナー養成事業でございます。

この事業は、守る農業から攻める農業に転換

・発展する、たくましい実践力を備えた地域のリーダーとなる担い手等に特化した研修を行うものでございます。

17ページのポンチ絵をごらんください。現在も、新規就農者向けのみやざき実践塾等の各種研修を実施しておりますが、今日の農業を取り巻く経営環境の変化に対応できる地域リーダー・指導者の養成が急務であり、みやざき次世代農業トップランナー養成塾を今年度開設し、国内第一線で活躍される経営者等を講師として、社長学やマーケティング等の研修を行いますとともに、受講後も、日本政策金融公庫と連携いたしまして、経営の改善・多角化計画等を具現化するためのフォローアップを実施するものでございます。

また、リーダーを支える技術者を対象に、最新技術や指導能力等を学ぶ技術者研修も開催いたします。

16ページに戻っていただきまして、2の事業概要にありますように、予算額は1,179万円を予定しております。

地域農業推進課からは以上でございます。

○日高営農支援課長 営農支援課でございます。

20ページをお開きください。みやざき農業改革資金融通事業でございます。

この事業につきましては、経営の安定化を図る取り組みに対しまして、農業近代化資金により重点的な支援を行うことで、安定した経営体の育成と農業の成長産業化を目指すものでございます。

具体的には、右側、21ページの中段でございます。支援の内容にございますように、利子補給率の上乗せによります無利子化、また、重点的な支援を行う特例枠を20億円に拡大というような取り組み、さらには貸付限度額と特例限度

額を個人、法人ともに2億円に拡大をするというものでございまして、2の対象となる取り組みの例をごらんいただきたいと存じますが、大型機械等の導入であったり、もしくはハウス環境管理システムのICTへの導入といった支援を考えているところでございます。

左の説明資料に戻っていただきまして、2の事業概要でございますが、予算額は2,193万8,000円でございます、事業期間は27年度からの5年間としてございます。

営農支援課は以上でございます。

○甲斐農産園芸課長 農産園芸課でございます。

資料の22ページをお開きください。輝く中山間園芸産地構築事業であります。

この事業は、1の目的にありますように、中山間地域において、他産業と連携した雇用組織を設置するとともに、園芸版集落営農組織を育成し、高収益システムの確立を図るものであります。

具体的には、右のページ、中段をごらんください。本事業では、①の高収益システムプラン作成事業により、地域の将来ビジョンを検討します。②の高収益システムプラン確立事業では、右の図にありますように、園芸生産者や林業従事者などからなる他産業連携型受託組織の育成を進めるものです。

この組織は、労働力を地域外からも確保することとしており、就農教育を進めながら、例えば牽引免許や林業作業に必要な資格の取得を支援し、農業だけでなく、林業、土木作業も受託して、通年雇用の可能な組織を育成してまいりたいと思います。

また、あわせて野菜や果樹などの集落営農組織の育成を図ることにより、この両組織の連携により、中山間地域の活性化を図ってまいりた

いと考えております。

左のページに戻っていただきまして、2の事業概要であります。予算額は2,446万1,000円を予定しております。説明は以上であります。

○甲斐農村整備課長 農村整備課でございます。

資料の24ページをお開きください。多面的機能支払制度であります。

1の目的・背景にありますように、農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮を図るとともに、担い手の規模拡大等を後押しするため、地域共同で行う多面的機能を支える活動や地域資源の質的向上を図る活動を支援するものであります。

右側の25ページをごらんください。本制度は、農地維持支払と資源向上支払で構成され、農地維持支払につきましては、農地のり面の草刈り等の地域資源の基礎的保全活動や体制の拡充・強化などが支援対象となります。

また、資源向上支払につきましては、水路等の軽微な補修などの地域資源の質的向上を図る共同活動や、水路等の補強などの長寿命化のための活動が支援対象となります。

24ページに戻っていただきまして、2の事業の概要にありますように、予算額につきましては、9億6,099万2,000円を計上しております。

農村整備課からは以上でございます。

○兼田漁業・資源管理室長 水産政策課漁業・資源管理室でございます。

資料の26ページをお開きください。平成27年度当初予算、うなぎ資源管理強化対策事業であります。

資源の減少が指摘されておりますニホンウナギにつきまして、資源の適正管理を推進し、持続的利用を確保することによりまして、本県うなぎ養殖業の持続的かつ健全な発展を図るもの

でございます。

事業内容につきましては、27ページをごらんください。中ほどの枠のところに、うなぎ養殖業、親うなぎ漁業、うなぎ稚魚採捕の三位一体による資源の適正管理を推進するものであります。

左のページにお戻りください。予算額は5,648万1,000円、事業期間は本年度からの3年間でございます。

水産政策課からは以上でございます。

○田原漁村振興課長 漁村振興課でございます。

資料の28ページをお開きください。新規事業「沿岸漁業改革モデル創出加速化事業」でございます。

右ページをごらんください。一番上、現状と課題の左側ですが、沿岸漁業者の減少・高齢化により、経験等に基づく重要なわざや情報が失われ、若い漁業者への情報提供や支援体制が不十分となっております。

また、右側ですが、現在、情報提供環境が不十分で、多様な漁業データを十分に活用しきれない状況にあります。

そこで、矢印から中段の取り組みですが、データ一元化のためのデータベースの構築と、高度な情報処理により、中段、左にありますように、新規就業者でも容易に利用できる精度の高い情報の提供とあわせ、見込まれる成果にありますように、漁業実態が見える化し、施策の充実と構造改革につなげることで、魅力ある沿岸漁業改革モデルの創出を支援いたします。

左のページに戻っていただき、2の事業の概要ですが、予算額は500万円でございます。

漁村振興課は以上です。

○坊藪畜産振興課長 畜産振興課でございます。

資料32ページをお開きください。畜産競争力

強化整備事業でございます。

1の事業の目的・背景にありますように、畜産クラスター計画に位置づけられた中心的な経営体が行う畜舎等の施設整備を支援することによりまして、収益性向上と生産基盤の強化を図るものでございます。

右ページの一番下を、※がございましたけれども、見ていただきたいんですが、畜産クラスターとは、地域の生産者や関係者が連携して、生産基盤の強化等に向けた取り組みを進める体制のことでございます。

この事業に取り組むに当たっては、右ページの一番上にございますけれども、地域の関係者で畜産クラスター協議会を構成し、収益性向上のための取り組みなどを記載した畜産クラスター計画を作成いたします。

中ほどにありますように、その計画を県が認定した上で、計画に位置づけられた中心的な経営体が行う畜舎等の整備に対し、支援することといたしております。

左のページにお戻りいただきまして、2の事業概要の予算額でございますが、10億5,388万1,000円でございます。

畜産振興課は以上でございます。

○久保田家畜防疫対策課長 家畜防疫対策課でございます。

38ページをお開きください。強い防疫づくり総合対策事業であります。

1の事業の目的・背景にありますように、農場バイオセキュリティの向上や飼養衛生管理基準の遵守徹底などの対策を総合的に進めることで、強い防疫体制を構築するものでございます。

右のページをごらんください。1の農場バイオセキュリティ向上につきましては、農場等における消毒用機材等の整備を支援するものでござ

います。

次に、2の飼養衛生管理基準の遵守徹底につきましては、家畜伝染病予防法に規定されている農場の状況報告を、市町村の自衛防疫組織の協力を得て推進するものでございます。

下の防疫研修・演習につきましては、畜産関係者の意識の向上や万一の発生時に迅速な防疫措置ができるよう、県域で研修会や防疫演習を実施するものでございます。

左のページにお戻りいただきまして、2の事業の概要にありますとおり、予算額は、4,134万3,000円であります。

家畜防疫対策課は以上であります。

○山本連携推進室長 連携推進室です。

委員会資料の40ページをお開きください。平成26年度農地中間管理事業の取組実績についてでございます。

1の農地中間管理事業の仕組みにありますように、図の真ん中にあります農地中間管理機構は、左側の農地を預けたい「出し手」から、原則として10年以上、農地を貸していただけることを条件に農地を借り受けます。

ほかに機構が借り受けている農地と面的にまとめることで、右側の「受け手」となる農家へ貸し付けていくと、そういうふうな事業になっております。

なお、この農地の受け手につきましては、事前に借受希望者として機構に登録しておく必要がございます。

2の平成26年度の取組状況につきましては、1の組織体制の整備等にありますように、昨年3月に、宮崎県農業振興公社を農地中間管理機構と指定し、公社に農地中間管理事業の担当課を新設し、職員を4名増員しました。

40ページの2に、農地中間管理機構（県公社）

とあって、「14名体制」とございますけれども、「13名体制」の誤りですので訂正をお願いいたします。

また、現場からの意見や関係する施策との連携等を図るため、市町村やJA等と業務委託契約を締結するとともに、JAや市町村代表、県等で構成する運営本部会議や、外部有識者で構成する評価委員会等を整備しております。

2の推進に関する取組ですが、昨年度は、63のモデル地区を中心に、集落や地域の農地利用等の将来像となる、人・農地プランの実現に向けて推進を図るとともに、各市町村での説明会や事業推進大会等を行ってまいりました。

最後ですけれども、3と4の農地の借受希望者に対する公募の実施状況及び機構における農地の借受・転貸の状況についてです。

昨年度は、3回、公募をいたしました。961名の方に応募いただきまして、4,420ヘクタール余りの農地を借り受けたいという応募がありました。

本事業では、今後、10年間で、人・農地プランで地域が定めた担い手に農地の8割を集積していくということにしております。平成26年度の本県目標は2,265ヘクタールとしております。

これに対して実績ですけれども、859名の方から374ヘクタールの農地を預かりました。これを304名の担い手に、373.8ヘクタールの農地を貸し付けております。

次のページに、市町村別の実績を掲載しておりますが、これまで推進してきました農地制度からの切りかえ、それから集落営農の組織数などによって、この新しい制度の浸透のしやすさが、市町村によっても異なったということもございまして、実績として並べてみると、かなりばらつきが出ております。

農地の制度は複雑で、新しい制度を浸透していくためには、着実に実績を積み上げていくしかないんですけれども、現場では、先祖伝来守ってきました農地に対する愛着と、高齢化による営農継続に対する限界感、この葛藤が高まりつつありますことから、今後とも、知事、部長を先頭に、しっかりと事業の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

連携推進室からは以上でございます。

○甲斐農産園芸課長 農産園芸課でございます。

資料の42ページをお開きください。阿蘇山噴火に伴う防災営農施設整備計画の変更についてでございます。

平成26年11月からの阿蘇山噴火に伴い、第11次防災営農施設整備計画の変更を行い、阿蘇山周辺地域を事業対象地域に追加いたしましたので、その説明をさせていただきます。

まず、1の防災営農施設整備計画についてですが、この計画は、活動火山対策特別措置法に基づき、都道府県知事が作成する農作物の被害を防止・除去するために必要な施設整備等に関する計画であります。

2の第11次防災営農施設整備計画の変更についてであります。桜島・新燃岳対象地域に加えまして、阿蘇山の降灰被害が予想される地域を平成27年3月30日に追加いたしました。

3の対象地域についてであります。降灰量調査の結果に基づき、阿蘇山から80キロ圏内の市町村を対象地域に追加いたしました。

具体的には、右の図の県の北部の網かけの部分ですが、児湯・東臼杵・西臼杵地域の3市7町3村を追加し、現行の桜島、新燃岳対象地域となっている5市2町と合わせまして8市9町3村、合計20市町村が対象地域となりました。

4の整備計画における対象品目についてであ

りますが、火山噴火に伴う農作物の減収による損失額が10%以上になると認められる野菜、花卉、果樹、茶、葉たばこの5品目となっております。

5の事業内容についてであります。被覆施設の整備、被覆資材の更新、洗浄機械の整備、土壌改良資材の投入となっております。説明は以上です。

○河野農村計画課長 農村計画課です。

委員会資料の43ページをごらんください。高千穂郷・椎葉山地域の世界農業遺産への取組についてであります。

1の(1)にありますように、世界農業遺産とは、国連食糧農業機関、いわゆるFAOが平成14年から開始した、次世代に継承すべき重要な伝統農法や生物多様性を有する農業システムを認定するプロジェクトであります。

(2)にありますように、現在、日本からは、佐渡や能登、さらには阿蘇や国東半島宇佐、静岡県茶草場の5地域が認定されており、全世界では31地域が認定されております。

2の取組状況であります。昨年3月に西臼杵3町と諸塚村、椎葉村、県及び関係団体等により、高千穂郷・椎葉山世界農業遺産推進協議会を設立し、7月に協議会から農林水産省に申請書を提出しております。

その後、農林水産省の世界農業遺産専門家会議の委員による現地調査を経て、10月には、農林水産省から国内候補地域の承認を受けております。

なお、国内審査では、「当該地域は、すぐれた地域資源や文化的・歴史的ストーリーを有しており、全国的に見てユニークな地域である」と評価されております。

これを受けまして、本年1月に協議会からF

AOに申請書を提出しており、申請内容は、高千穂郷・椎葉山の山間地農林業として、森林と調和しながら営まれてきた棚田の稲作や焼き畑、シイタケ栽培などの多様な農林業と神楽などの伝統文化が、世界的に貴重であるとアピールしております。

先週になりますが、5月の18日と19日に、FAO調査団による現地調査が実施されており、18日の関係記者会議におきましては、知事がプレゼンテーションを実施しております。

3の今後のスケジュールであります。開催時期や場所は未定ではありますが、世界農業遺産に関する国際フォーラムにおいて、認定について審議される予定であります。説明は以上です。

○田原漁村振興課長 資料の44ページをごらんください。日向灘沿岸海岸保全基本計画の変更についてでございます。

まず、一番上ですけれども、日向灘沿岸海岸保全基本計画とは何かでございますが、海岸法に基づき、海岸を保全するための基本的事項を定めるもので、県では、平成15年3月に策定し、以降、本計画に基づき、海岸の侵食対策や高潮対策を進めてきたところでございます。

2の変更の理由でございますが、右ページで御説明をいたします。左の上、平成23年3月に発生しました東日本大震災を受けまして、その下に示しますように、内閣府中央防災会議において、その右でございますけれども、囲みにありますように、津波レベルとその対策の基本的な考え方として、①千年に一度程度の発生頻度の低いレベル2の津波に対しては、住民の避難を軸に、②数十年から百数十年に一回といった比較的発生頻度が高いレベル1津波に対しては、海岸保全施設の整備による対策を実施すること

が示されてございます。

これを受けまして、県では、レベル1津波の高さや要対策箇所を選定を行いまして、学識者等による懇談会やパブリックコメントなどにより御意見を伺った上で、本年3月に基本計画の変更を行ったところでございます。

44ページにお戻りください。3の変更の主な内容についてですが、(1)の施設を整備する区域につきましては、海岸の背後地域における浸水被害の想定状況をもとに、表にありますように、農地海岸、漁港海岸など合計32区域、56キロメートルの海岸を基本計画に位置づけたところでございます。

(2)の事業実施時の留意点としては、景観、環境への影響を含めて総合的に考慮し、地域住民等との合意形成を図りながら、施設計画の検討を行うこととしてございます。

4の今後の取組につきましては、今年度中に関係部局及び沿海市町と連携・調整を行いながら、津波対策を進める優先度の検討を行い、来年度以降、優先度の高い海岸から、地域住民等との合意形成を図りながら進めてまいりたいと考えてございます。

今回の基本計画の変更内容の概略につきましては、お手元に概要版をお配りしてございますので、後ほどごらんいただければと存じます。

説明は以上です。

○坊菌畜産振興課長 畜産振興課でございます。

46ページをお開きいただきたいと思います。口蹄疫終息後の県内家畜飼養頭数の状況等についてでございます。

まず、1の県内家畜飼養頭数の状況でございます。

口蹄疫発生前を基準としました回復状況でございますが、表の右から3列目の下のほうにあ

りますように、口蹄疫による処分後に、頭数が76%まで1回減少しておりましたが、表の一番右にありますとおり、平成27年2月1日現在で、牛で85%、豚で89%、全体では発生前の88%となっております。

次に、下の2の表でございませけれども、これは、県全体と、それから口蹄疫の被害の大きかった西都・児湯地域の、平成26年と27年の飼養頭数の比較でございます。

左の県全体でございませけれども、真ん中の下のほうですけれども、98%と全体的に減少しておりますけれども、西都・児湯地域では、一番右にありますとおり、肉用牛は102%と増加しており、一方、乳用牛、豚については96%ということで減少して、合計で97%となっております。

県といたしましては、今後とも、口蹄疫からの再生復興に取り組みますとともに、畜産新生プランに基づいた全国のモデルとなる安全・安心で付加価値や収益性の高い畜産の構築に努めてまいりたいと考えております。

畜産振興課は以上でございます。

○久保田家畜防疫対策課長 家畜防疫対策課でございます。

47ページをごらんください。口蹄疫埋却地の再生整備状況についてであります。

口蹄疫埋却地につきましては、石れきの除去や整地などの整備を行い、農地等として再生活用を進めているところでございます。

まず、1の全体計画についてであります。全埋却地268カ所のうち整備希望のありました224カ所、約82ヘクタールについて、土地の所有者の意向等を踏まえまして、平成25年から3カ年で再生整備を進めているところでございます。

2の再生整備状況についてであります、これまでのところ、ほぼ順調に整備が進んでおります。

平成25年度から昨年度までの2年間で、全体の93%に当たります209カ所の再生整備が完了しており、順次、飼料作物や露地野菜等の栽培が行われているところでございます。

今年度は、残る15カ所の整備を行うこととしておりますが、引き続きそれぞれの埋却地の状況に応じて適切な工事方法を選定し、計画的、効率的に工事を進めてまいりたいと考えております。

表に、市町村別の整備カ所数を示しておりますが、後ほどごらんいただければと考えております。

家畜防疫対策課は以上でございます。

○**渡辺委員長** 執行部の説明が終わりましたが、この段階で資料の訂正とか発言の訂正等はありませんか。なければ質疑に移ります。

委員の皆様、質疑がございますでしょうか。お願いいたします。

○**徳重委員** 農村整備課の24ページですが、予算額がぐっとふえてきておるわけですがけれども、どの部分が新しく、あるいは増額になった部分でしょうか。

○**甲斐農村整備課長** 24ページの多面的機能支払制度の事業の概要にございます予算額につきましては、昨年度までは、国の交付金が県を経由せずに交付されておりましたので、県費のみを予算計上させていただいてございました。

今年度から交付ルートが変わりまして、国の交付金が県を経由することとなったため、国の交付金分が丸々増額になってございます。その財源のところの国庫6億6,665万4,000円分が増になったということでございます。

○**徳重委員** 農地の集積中間管理事業ですが、昨年からは始めて、非常に期待をしておったところで、もう少し順調にいくかなという気がしたんですが、初年度ということで、地主さんに対する周知徹底がされていないという感じがするわけですね。

どうしてもこれは進めなきゃならないということは御案内のとおりですが、目標をしっかりと持って、相当努力しなければ、非常に厳しいんじゃないかなと思っているんですよね。

そこで、どういう農家さんに——受け入れのほうは十分可能性があるんですが、農地の貸し手のほうに対して、行政が一生懸命やってくれなければどうしようもないと思っておりますが、職員だけではどうかなと。専門的な方を雇ってでもお願いに回るとか、指導徹底とか、何か方法は考えていらっしゃるものか、皆さん方だけでやろうとされているものか、ちょっとお聞きしてみたいと思います。

○**山本連携推進室長** 委員がおっしゃるとおりです。そこが一番問題で、先ほども報告しましたとおり、900余名の方がエントリーされて、三百数十名の方にしか農地を渡せていないということで、受け手からも、もっと農地の掘り起こしをしてほしいという要望が出てきております。

我々としては、市町村段階に市町村の推進員という者を置いております。去年が26名、ことしから四十数名置くという形で増員しております。支庁・振興局には、中間管理機構専任の嘱託職員を機構から配置するという形で、出し手の掘り起こしというところをしっかりとやっていこうと考えております。

それもあるんですが、今、国会で、農業委員会法の改正案が審議されております。その中には、新たに農業委員に加えて農地利用最適化推

進委員というものを新たに設置するという形になっておりますので、この方々が農地の掘り起こし、出し手の掘り起こしを担っていくというふうに考えております。

やはり、愛着、それから10年間自分で農地をどう利用するかという権限がなくなるということに対する不安感が、事業推進の大きな壁になっておりますので、そこを払拭していけるような体制をとりながら、事業推進していきたいと考えております。

○徳重委員 私の考え方なんですけれども、農地そのものは、今、そんなに高くはないわけですよ。買収できるような体制づくりというか、借りた人が買い取るというような、そういう連携はいかなものかと思いますが、どう考えられますか。

○山本連携推進室長 農地の売買につきましては、これまでも農業振興公社が、農地保有合理化事業ということで、農地中間管理機構が5年間保有してその後売り渡すとか、10年間保有して、10年、毎年、10分の1ずつ払っていただくという形で、10年後に売り渡すという事業をやってまいりました。

この中間管理事業におきましても、その事業は継続しておりますし、税制上の特典もちゃんとありますので、できるだけそういうのもあわせて面的集積を進めていきたいと思っております。

○太田委員 10ページの地域が輝く農村ビジネスモデル創造事業ですが、これも地方創生が力を入れていることで、やる以上は成功していただきたいんですが、そういった立場でいくと、例えば、雇用が50名ほどふえるといいがなということではありますが、これは単年度で、平成27年度の事業ということですので、雇用という立場から見ると、一回雇用すると、ずっと続かな

いかんわけですけれども、こういう単年度で事業を起こすことによって何らかの起爆剤となって、継続的に雇用を得るといったことなのか、毎年、多少、こういう予算投入をしなきゃならんというものなのか、その辺はどうなんでしょうか。

○戒井農政企画課長 この事業は、地方創生の単年度の事業ということで実施させていただきました。過去、似たような事業を実施した例として、11ページに、例えば日之影町のダリア生産検討会、ランタンキュラス部会等で産地化に成功しているとか、あるいは、高原町の花堂集落でも、直売所の施設整備にハード面、ソフト面の事業を使ったという実績がございます。

こういったものを目指してやっていきたいということで、今回、事業化採択に当たって、大体地域では2名の新たな雇用を生んでいただきたいということをお願いしております。

県下、支庁・振興局管内で2件ずつぐらいを想定しております。県下14件ぐらいを採択していきたいと考えております。合わせると14掛ける2、28名ぐらいの新規雇用が生まれてくると思っております。

今回、単年度の事業ですけれども、これが毎年毎年必要になってくるわけではございません。立ち上げをすれば、その後は、各自事業主体で軌道に乗せていただくということになります。

○右松委員 14ページですが、農政企画課長に伺いたいんですが、県産品の輸出促進というのは、当然非常に重要だと考えておまして、その中で大変すばらしいなと思ったのは、食文化のセットで農水産物を輸出していく視点、これは非常に的確だなと思っております。

というのは、昨年、南九州3県の観光振興議員連盟でマカオ、香港に訪問したときに、ジェ

トロの香港事務所の小野村所長が言われたのが、畜産の効果的な売り込みの中で、香港のシェフは、豚を料理するときに、中国の豚のように、日本の豚もたたいて、油を出して料理をしようとする。おいしいものはおいしく食べてもらうように、やはりシェフに料理の仕方も教えていくことも必要だ、大事だということを言われておりましたので。現地の食文化もあれば、日本の食文化、宮崎の食文化もありますので、そういった意味では、シェフにも直接協力をしてもらって、宮崎の農畜産物をおいしく食べてもらうような取り組みというのは非常に重要だと思っております。この海外協力レストランにおけるプロモーション事業で、そういったことも含んで考えておられるのか、伺いたいと思いません。

○原ブランド・流通対策室長 レストランプロモーションとかを考えておるわけですが、具体的な内容としましては、現地シェフによる産地視察を通じた新たな輸出品目の発掘とか、あるいは日本からシェフを派遣したプロモーションの実施を考えておられて、そういう中で、日本の食文化とか現地の食文化をうまく融合させながら、輸出促進につなげていきたいと考えております。

○右松委員 15ページ、中ほどに書いていますが、今後、東アジアを初めグローバルな輸出展開を推進していくために、輸出先のニーズを的確に把握していくこと、それから、複数の国に支店等を持つ大手商社等との連携も効果的ということで。3年前に、フードエキスポの香港も視察に行っていましたけれども、やはり海外、東アジアに販路拡大をしていく中で、バイヤーをしっかりとつかんでいく、バイヤーを育てていくというのは、非常に欠くことのでき

ないことだと認識をいたしました。

そういった意味では、今後、この中でいかにバイヤーをつかんでいくか。ジェットロとの連携もあるでしょうし、結構、先に取り組みされている他県もありましたので、そういった意味では、そのバイヤーに対する戦略的な取り組みをどう考えておられるのか、そこをちょっと教えてもらえるとありがたいです。

○原ブランド・流通対策室長 現在、香港に貿易アドバイザーというものを設置しております。そこを中心に、日本の食材を使っているレストランだとか、商社だとか、そういうところと連携できるような関係を構築中でございます。そういうふうな大手商社あるいはレストラン等に入り込めるようなバイヤーさんを、特に貿易アドバイザーを中心に、今、開拓をしているところでございまして、そういうふうな戦略を立てていきたいと考えております。

○右松委員 輸出額で明確な目標も設定されていますし、ぜひ頑張ってくださいと思います。

○渡辺委員長 ほかにございますでしょうか。

それでは、以上をもって、農政水産部を終わります。

執行部の皆様には御苦労さまでございました。

ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午前11時50分休憩

午前11時52分再開

○渡辺委員長 それでは、委員会を再開いたします。

5月19日に行われました委員長会議の内容について御報告をいたします。

委員長会議において、お手元に配付の委員長

会議確認事項のとおり委員会運営に当たっての留意事項等を確認をいたしました。

時間の都合もありますので、主な事項についてのみ御説明をいたします。

まず、1ページをお開きください。(5)の閉会中の常任委員会についてです。定例会と定例会の間に原則として1回以上開催をし、また、必要がある場合には適宜、委員会を開催するという内容です。

次に、2ページをお開きください。(7)の執行部への資料要求につきましては、委員から要求があった場合、委員長が委員会に諮った後、委員長から要求するという内容です。

(8)の常任委員長報告の修正申し入れ及び署名についてです。本会議で報告する委員長報告について、委員会でその内容を委員長一任と決定した場合、各委員が修正等の申し入れを行う場合は、委員長へ直接行うこと、報告の署名は、委員長のみが行うこととするものであります。

(9)マスコミ取材についてです。取材は、原則として採決等委員協議も含めて記者席で行わせるという内容でございまして、議会基本条例にも規定してありますように、委員会は採決等も含め、原則公開となっております。

次に、3ページをお開きください。(12)の調査等につきましては、ア、県内調査、イ、県外調査、ウ、国等への陳情と分かれております。

まず、アの県内調査についてです。4点ございます。

1点目は、県民との意見交換を活発に行うため、常任委員会の県内調査において、県民との意見交換を積極的に行うというものです。

2点目は、調査中の陳情・要望等については、事情聴取の性格を持つものであり、後日、回答

する旨等の約束はしないというものであります。

3点目は、委員会による調査でありますので、単独行動による発着は、できる限り避けるというものであります。

4点目は、特に必要がある場合には、県内調査ではありますけれども、日程及び予算の範囲内で隣県を調査できるというものであります。

なお、日程等につきましては、表のとおりでございますが、常任委員会については、県民との意見交換を積極的に行うことや、調査テーマや調査先関係等により、行程上、1泊2日での実施が困難な場合を考慮し、2泊3日も可となっております。

次に、イの県外調査についてであります。

節度ある調査を行うために、休祝日、定例会中、調査先の議会中及び災害時の発着や、単独行動を避けることを確認するものであります。

その他の事項につきましても、お目通しをいただければと思っております。

なお、委員長会議確認事項への記載はありませんが、委員長会議での会議の冒頭で、議長から、「議会基本条例の趣旨を踏まえ、特に委員会においては、議員間討議を積極的に取り入れることにより、県民の方にわかりやすい運営に努めることも必要」との発言が議長からございました。

今後の委員会運営においては、そのような点にも留意をしながら行ってまいりたいと思っておりますので、皆様には、確認事項等に基づき、委員会の運営が円滑に進むように御協力をお願いをいたします。

確認事項等について何か御意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、次に進みます。

今年度の委員会調査など活動計画案について
です。お手元に配付の資料のとおりであります。

活動計画案にありますとおり、県内調査を7
月に、県外調査を8月に実施する予定になって
おります。日程の都合もありますので、調査先
については、あらかじめ皆様の御意見を伺いた
いと思います。

なお、参考までに、お手元に資料として、県
内調査先候補の概要、調査の実施状況を配付い
たしております。

調査先等につきまして、御意見、御要望があ
りましたら、お出しいただきたいと思ひます。

暫時休憩します。

午前11時57分休憩

午後0時1分再開

○渡辺委員長 それでは、委員会を再開いたし
ます。

それでは、県内調査及び県外調査の日程、調
査先等につきましては、ただいまの御意見等を
参考にしながら、正副委員長に御一任いただく
ということで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、そのようにさせてい
ただきます。

その他、何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 ほかに何もないということとし
たら、本日の委員会を終了したいと思いますけ
れども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、以上をもって本日の
委員会を終了いたします。

午後0時2分閉会